

情 公 審 第 3 号
令和8年6月23日

新潟県知事 花角 英世 様

新潟県情報公開審査会
会長 服部 誠司

新潟県情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年7月16日付け福第449号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「生活保護の収入申告に必要となる書類の提出根拠を示す書類」の公開決定に対する審査請求についての諮問

（諮問第139号）

別 紙

第82号

答 申

第1 審査会の結論

新潟県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について行った行政文書公開決定は、対象行政文書の特定に誤りがあるため、次の行政文書について公開決定した部分を除き、これを取り消し、改めて、本件審査請求の対象となる行政文書を特定した上で、公開するかどうかの判断をすべきである。

保護の実施機関における訪問基準の作成について（平成27年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人から、実施機関に対し、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和7年1月16日付けで、次のとおり公開の請求（以下「本件請求」という。）があった。

生活保護に関して、以下の内容

1. 新潟県、国が策定された家庭訪問の基準、通知
2. 生活保護の収入申告に関して、農業収入、不動産収入についての基準、通知
3. 収入申告について、物の譲渡、食料品に関しても、同様の譲渡、食事の提供に関する基準、通知
4. 自宅の修理に関する法的手続きが判る基準、通知

- 2 実施機関は、本件請求への対応として、次に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、本件対象文書について全て公開する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和7年1月30日、審査請求人に通知した。

生活保護について以下の内容

- 1 新潟県、国が策定された家庭訪問の基準、通知
「保護の実施機関における訪問基準の作成について」
（平成27年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
- 2 生活保護の収入申告に関して、農業収入、不動産収入についての基準、通知
・「生活保護法による保護の実施要領について」
（昭和36年4月1日付け厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）
（昭和38年4月1日付け厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）
次官通知第8-3-(1)イ農業収入
同通知第8-3-(2)エ(イ)その他収入

局長通知第8-1-(2)農業収入

※2024年度版生活保護手帳（以下「手帳」という。）p381からp383及びp389

- ・「生活保護問答集について」

（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）

第8-1-(2)農業収入

第8-2就労に伴う収入以外の収入

※2024年度版生活保護手帳別冊問答集（以下別冊問答集という。）p308～p311及びp323～p324

- 3 収入申告について、物の譲渡、食料品に関する同様の譲渡、食事の提供に関する基準、通知

- ・次官通知第8-3-(2)イ仕送り、贈与等による収入

※2024年度版手帳p384、p388

- ・問答集第8-2 就労に伴う収入以外の収入

※2024年度版別冊問答集p320～p321

- 4 自宅の修理に関する法的手続きが判る基準、通知

- ・局長通知第7-4-(2)住宅維持費

※2024年度版手帳p355～357

- ・問答集第7 最低生活費の認定 3 住宅費

※2024年度版別冊問答集p267～p269

- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年5月1日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、文書特定をやり直させる為に、本件処分の取消しを求めるというものである。

- 2 審査請求の理由の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求書における主張の要旨

- ・ 昨年の秋から今年にかけて、新潟県に対して数回電話問い合わせを行なっている。ひとつは、〇〇市側から送付された2通の文書であり、もうひとつは、自宅の修理の件である。

- ・ その中で、電話対応に出た女性職員は、自分の修理の件に関して、〇〇市側に相談してくれとの一点張りの回答で、申請できるのかとの問い合わせに、応じなかった。
- ・ 〇〇市側は3月と9月に、私の自宅に家庭訪問があり、自宅の状態を私はお話しをしている。3月に来られた職員は、私が就職困難者で、どこか知的な障害があると思われたのか、「こんな自宅にこだわらなくていい」「〇〇市が金を出すから、どこか行かないか」「市外？県外？」と暗に施設に入所させようと〇〇市の職員が自ら勧誘を行なっている。9月に来られた職員に対しては、居間の庭側の木製の窓が揺れているのを見せている。(私自身、その時、次の支給日に応急処置をするつもりで、ホームセンターで波板を購入して、外に貼るつもりだった。職員側から見積もりをしましょうと言われたが、これ以上税金で生活を何とかしてもらおうのは悪いから、いいですと断ったが、それは本当の気持ちではなかった。)
- ・ 去年のいつだったか詳しい時期は忘れたが、トイレの天井から雨漏りがあった。なぜ、そんなことになっているのかと疑問に思っ、自宅にある脚立で瓦を確認すると、丁度トイレの上の瓦が割れており、それについて〇〇市側（総務課）に対して電話で話しをしている。
- ・ 当初、100円ショップで売られているプラスチックの板を購入。割れている箇所を切って、入れていた。しかし強風で飛ぶのが判り、ある日仕方なく、その割れた瓦を取り除き、小屋にあった予備の瓦を入れて、トイレの雨漏りはなくなった。
- ・ 自宅の風呂場の屋根であっても、屋根自体が腐れている為か、瓦が落ちそうになっているのを確認している。
- ・ 〇〇市の行政運営は、年1回程度の家庭訪問しか行なわれていなかった。以前も似たようなことがあって、情報公開請求を行なっている。
- ・ 〇〇市や新潟県に対して、情報公開請求を行なっている。昭和62年3月 新潟県民生部社会福祉課が作成発行した「生活保護事務手引（改訂版）」の該当ページの閲覧及び写しの交付を受けている。(〇〇市、新潟県以外の行政機関に対しても、同手引の情報公開請求を行なった記憶はある。)
- ・ この手引については、条例の違いから新潟県は任意公開回答書で私に対して公開を行なっている。
- ・ 去年9月下旬に〇〇市から私に対して送付された『農業・不動産収入申告書』及び『農業・不動産収入の申告について』に該当するものを期待したが、新潟県側は開示を行なわなかった。
- ・ 去年9月下旬、昨年3月に自宅に来られた職員が電話問い合わせの中で、私は昨年初めて送付されたとの認識を示したが、その職員が福祉課に2年前に異動した時から、この2通の文書は存在しており、使用しているとの回答を得ている。

- ・ 令和元年 12 月 18 日付の〇〇市側からの送付文書で、『一時扶助について（お知らせ）』がある。
- ・ この文書の（例）の中に、“配電や水道設備の修繕費”の記載がある。
- ・ 私の手元にある市販本 2 冊（「生活保護手帳 2011 年版」「生活保護手帳別冊問答集 2012」）で確認すると、この文書の“一時扶助とは…”や“例”の記載内容は一時扶助の適用要件に合っていないと感じています。
- ・ この文書がどのような経緯で〇〇市が作成し、送付されたのか。

(2) 反論書における主張の要旨

第 1. 弁明書に関する印象・この審査請求の争点

1. 新潟県は要領を得ていない弁明に終始しており、自らおやりになった行為をちゃんと、審査請求人に対して説明していない。弁明書で大半を割いて文書として、作成しているのは審査請求書に対して認否を行っているに過ぎない。弁明書としては、物足りない。
2. “弁明を行なう”又は、“反論を行なう”点で、大事なことは、新潟県と審査請求人との法律関係、法律事実をどのように捉え、弁明を行ない、こちらが反論を行なう点にかかっている。
3. 今回、新潟県は、新潟県情報公開条例（平成 13 年 10 月 19 日新潟県条例第 57 号）第 11 条に基づいて、公開決定を受け、実際、審査請求人は同条例第 14 条第 2 項に基づいて公開を受けている。
4. 審査請求人は、〇〇市が条例で設置した社会福祉法上の福祉に関する事務所が実施機関として、生活保護法の生活扶助の金銭で支給を受けている。
5. 生活保護法第 23 条（事務監査）により、新潟県は、間接的に〇〇市の生活保護の保護の実施の補正を行なっている。この面では、間接的には審査請求人と法律関係はあると見做すことは可能だ。
6. 新潟県は、国からの通知を一切、自治体に流していないのか？供覧決裁を行ない、国からの通知を自治体に送付する上で、起案決裁を必ず行なっているはずだ。
7. 県側は、新潟県情報公開条（原文ママ）第 2 条第 2 項の適用除外の第 1 号（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの）に反し、県所有の出版物を行政文書として取り扱っている。

第 2. 開示（公開）内容の不備

1. 県側は、県所有の出版物を行政文書として取り扱いを行ない、その内容を全く精査していない。著作権のルール・マナーにも反している。
2. 住宅補修費 p354～357 において、アで、住宅維持費の要件が書かれており、イにおいて、ア記載の保護の基準別表第 3 の 1 でまかなわれない場合、特別基準の認定が出来ること、ウで、災害被災に遭った場合、エで、豪雪地帯における雪害が遭った場合について通知が書かれている。

3. 私の所有している中央法規出版発行 生活保護手帳 2011 年度 p84～p118 には保護の基準があり、p223 に、5 住宅費の告示の別表第 3 住宅扶助基準の記載がある。
4. 2011 年度の p250～251 には、“11 特別基準の設定による費用” という記載がある。
5. 私が所有している中央法規出版発行の生活保護手帳別冊問答集 2012 の p219 には、“3 住宅費”の要件の記載がある。P161～162 と“第 7 最低生活費の認定”の意義の記載がある。
6. 農業収入に関して、保護手帳は p380～385、別冊問答集は p308～311、不動産収入に関して、保護手帳は p388～389 をこちらに対して開示を行なった。
7. 私の所有している 2011 年度の生活保護手帳の p252～253 に次官通知第 8-1、第 8-2 に関して、収入に関する申告及び調査、収入額の認定の原則の記載がある。
8. 生活保護と言うのは、生活保護法第 1 条の趣旨目的で記載のある通り、保護を行ない、憲法第 25 条記載の最低限度の生活を保障することで、被保護世帯の自立を助長することである。

第 3. 新潟県情報公開条例第 2 条第 2 項違反

1. プライドのお高い条例をまともに読めない。県職員は、国の通知だとして、出版物 3 冊から情報公開条例の公開の決定を行なった。なぜ、弁明書でそのことについてふれないのか。
2. “「行政文書」とは、実施機関の職員（略）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。”が同条例第 2 条第 2 項記載の行政文書の定義であり、“ただし、次に掲げるものを除く。”以下適用除外の第 1 号～第 3 号によって、行政文書から外される判断が可能だ。
3. 今回の件は、この国の行なわれている行政運営の不透明さが如実に現われている。同条例第 25 条（情報提供の推進）の規定があり、情報提供でも良かったのではないのか？
4. 新潟県側は、なぜ出版物 3 冊を使用したのか？国からの通知を供覧決裁、起案決裁を行ない、県内に通知を行なっているにも関わらず、そのような行為を行なわなかったのか？
5. 反論書で、〇〇市独自と言った表現が見受けられる。法律上の制度であり、生活保護法第 85 条の罰則、生活保護法第 27 条の指導及び指示、生活保護法第 80 条の生活扶助の方法で被保護者の意向に沿わない形で施設に入所させる規定がある。

第 4. 地方自治法第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準

1. 生活保護手帳 2011 年度版 p588～595「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」、新潟労働局に対して情報公開して得た「就労可能な被保護者の就労、自立支援の基本方針について」は、どちらも現在有効であり、被保護者の就労支援に使われている国の通知であり、ほとんど全国で同じルールが使われている。
2. 2011 年度版の生活保護手帳には関係通知が、p517～699 に 14 本の通知が掲載されている。国から新潟県を通して通知された時、どのような通知で、県が自治体に対して発出したのか？出版物だけでは、判らない。
- 3 昭和 62 年 3 月の生活保護事務手引き《改訂版》には、被保護者世帯の区分けを行なっている。高齢者世帯、児童世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他の世帯の記載がある。この手引きは、新潟県及び〇〇市に対して手続きを取って入手している。
4. 上記の通知（1 記載のもの）は、就労可能な被保護者に対して、求職活動状況申告書の届け出を行な（原文ママ）ように指導されている。
5. それと同じように、自家栽培、自家採取の米、野菜、果物、魚等についての申告、電柱の利用料についての申告を、国が徹底して申告を行なえと、通知を行なったのか？

第 5. 小括

1. 残念ながら、新潟県は、自治体を統括して、監督するレベルにはないと判断せざるを得ない。
2. 2025 年 6 月 10 日、〇〇市の担当職員は、私の自宅に来られ、住宅扶助の住宅維持費の申請書（この書式は、新潟県の生活保護法施行細則と同じで、コピーの上、〇〇市へお返ししている。）を渡され、19 万円ほどだから、業者に連絡して、見積もりを取って下さいと言われました。
3. 19 万円とは、新潟市立中央図書館の所蔵資料の生活保護手帳の 2023 年版で確認すると、特別基準に当たります。
4. 見積もりであっても、民間は有料の可能性は否定できない。自宅の窓であっても、木枠が腐れ、窓自体もひびが入って割れ、ガムテープで貼って我慢しており、窓の土台が、隙き間がだいぶ空いている所があり、強風があれば、窓が倒れる可能性が否定できない。木の切れ端を下の土台に入れ、窓の倒壊を防いでいる。
5. 出版物の記載だけでは不足している。

(3) 意見陳述における主張の要旨

ア 実施機関は、情報の提供と行政文書の公開をごちゃまぜにしている。国からの通知については、県の通知文を付けて、市に対して送付している。その際、県で供覧決裁した行政文書をどうして公開しないのか。それを市販本の「生活保護手帳」や「別冊問答集」の写しで済ませる意味が、私には分かりません。

イ 何で一時扶助に関しての相談をしてくださいというような通知が、〇〇市役所から来たのか。国からの通知が新潟県の方に下りて、新潟県から〇〇市に対して通知があって、そういうふうな通知が来たというふうに思った方が当然だというふうに思えてくる。だから、新潟県が関係ないということはない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の理由に対する認否

(1) 審査請求書の2ページ目6行目から11行目まで

「昨年秋から今年にかけて、新潟県に対して数回電話問い合わせを行なっている。ひとつは、〇〇市側から送付された2通の文書であり、もうひとつは、自宅の修理の件である。その中で、電話対応に出た女性職員は、自分の修理の件に関して、〇〇市側に相談してくれとの一点張りの回答で、申請できるのかとの問い合わせに、応じなかった。」については、過去に複数回、審査請求人からの電話に対応していることは認めるが、「〇〇市側に相談してくれとの一点張りの回答で、申請できるのかとの問い合わせに、応じなかった。」については不知。

(2) 審査請求書の2ページ目12行目から3ページ目18行目まで

「〇〇市側は3月と9月に・・・以前にも似たようなことがあって、情報公開請求を行っている。」については、処分庁によるものではないことから不知。

(3) 審査請求書の3ページ目19行目から4ページ目4行目まで

「〇〇市や新潟県に対して、情報公開請求を行なっている。・・・この手引については、条例の違いから新潟県は任意公開回答書で私に対して公開を行なっている。」については、平成27年7月16日付で「生活保護事務手引（改訂版）」（昭和62年3月 新潟県民生部社会福祉課）について、任意公開回答書により公開を行ったことは認める。

(4) 審査請求書の4ページ目5行目から7行目まで

「昨年9月下旬に〇〇市から私に対して送付された『農業・不動産収入申告書』及び『農業・不動産収入の申告について』に該当するものを期待したが、新潟県側は開示を行なわなかった。」については、行政文書公開請求書において、審査請求人は、「生活保護の収入申告に関して、農業収入、不動産収入についての基準、通知」を請求しており、本件処分により請求内容に該当する「生活保護法による保護の実施要領」（昭和36年4月1日付け厚生事務次官通知）等の農業及び不動産収入に関する箇所を公開しているため否認する。

(5) 審査請求書の4ページ8行目から22行目まで

「昨年9月下旬、昨年3月に自宅に来られた職員が・・・今回の開示内容を見ると、私の持っている疑問解消されていない。」については不知。

2 弁明の理由

(1) 本件審査請求は、〇〇市作成の「農業・不動産収入申告書」及び「農業・不動産申告書について」の作成根拠等を知りたい審査請求人が、県から当該文書の作成根拠等となる文書が公開されなかったことを不服としているものである。

本件処分は、行政文書公開請求の請求内容が「生活保護の収入申告書に関して、農業収入、不動産収入についての基準、通知」とされていたことから、県が保有する該当する文書を特定し、公開したものである。

生活保護業務は、法定受託事務であり、国が示す通知等に基づき保護を実施しており、収入申告についても同様である。

今回、審査請求人に対して〇〇市が送付した『農業、不動産収入申告書』及び『農業不動産収入の申告について』は、〇〇市が生活保護制度の趣旨に鑑み、独自に作成した文書であると思料するが、審査請求人が想定している当該文書の作成根拠となる国や県の通知は公開文書以外には存在しないため、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) このほかに、「この文書の”一時扶助とは...”や”例”の記載内容は一時扶助の適用要件に合っていないと感じています。この文書がどのような経緯で〇〇市が作成し、送付されたのか」との主張がみられるが、これは、生活保護制度の実施や〇〇市が作成した文書の作成経緯についての疑義であり、本件処分の違法性、不当性とは関係がないものである。

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 口頭理由説明における弁明の要旨

ア 改めて過去の行政文書を確認したところ、本件処分による公開箇所に係る厚生労働省からの一部改正通知があった。

イ 国からの通知は、一部改正通知のみで、改正後全文が記録された国からの通知は存在しないため、市販の書籍である「生活保護手帳」及び「生活保護手帳別冊問答集」の該当部分を公開した。

ウ 今となると、市販の書籍の写しは、厳密に言うと、行政文書ではないのかなというのを感じている。

エ ただ、「生活保護手帳」及び「生活保護手帳別冊問答集」の該当部分しか分かりやすいものはなかったもので、市販の書籍の写しを公開したものと想定される。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県民の知る権利を尊重することが重要であることに鑑み、行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県政に対する県民の理解と信

頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものである。

一方、この権利も無制限なものではなく、請求された行政文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図る必要があるのものであって、それが条例第7条各号において非公開情報として規定されているところである。

よって、審査会としては、本件処分の妥当性について、条例の文理及び趣旨に従って判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関は、本件請求に係る行政文書として、次の文書を特定している。

- (1) 「保護の実施機関における訪問基準の作成について」（平成27年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
- (2) 「生活保護手帳（2024年度版）」（発行：中央法規出版株式会社）に記録された
ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の一部
イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の一部
- (3) 「生活保護手帳別冊問答集（2024年度版）」（発行：中央法規出版株式会社）に記録された「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「事務連絡」という。）の一部

これに対して審査請求人は、対象となる行政文書の特定に誤りがあると主張しており、以下、本件行政文書の特定の妥当性等について検討する。

3 本件行政文書の特定の妥当性について

条例は、第5条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の公開を請求することができる」とし、公開請求の対象となるものを「行政文書」としている。

また、条例第2条第2項において、公開請求の対象となる行政文書の範囲を「実施機関の職員（中略）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定める一方、同項第1号において、「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」は、行政文書から除外している。

審査請求人が本件請求により求めている行政文書は、生活保護の収入申告のうち、農業・不動産収入等に関する基準等の一部改正に伴い、国から都道府県に届いた次官通知、局長通知及び事務連絡（以下これらを「国通知等」と総称する。）の一式が、福祉保健総務課においてどのような形で供覧され、市や県の地域機関に対して周知を

図る通知文にどのような内容が記入され、どのような形で決裁がなされて市や県の地域機関に対して送付されているのかが分かるものであり、対象行政文書の特定が誤っている旨主張する。

これに対して、実施機関は、一部改正の都度、送付を受ける国通知等は、国から都道府県等への通知文及び新旧対照表のみで構成されており、改正後全文が添付されていないことから、「最低生活費の認定」、「収入の認定」など、審査請求人が求めている情報が分野別に記録されているものは、「生活保護手帳」及び「生活保護手帳別冊問答集」しかないため、これらの市販されている書籍の該当部分を特定した旨説明している。

確かに、実施機関は、本件請求の内容が、いずれも生活保護に関する「基準、通知」とあり、国通知等の「内容」が記録されているもののみを指し、県から市や県の地域機関に対して周知を図る通知文を含まないと考えられる余地もあったこと、また、生活保護の収入申告のうち、農業・不動産収入等に関する基準等について分野別に記録された市販されている書籍の方が分かりやすくまとまっており、審査請求人からの意思に応えようとした実施機関の意図については一定程度、理解できる。

しかしながら、前記のとおり、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは、公開請求の対象となる「行政文書」からは除かれることから、「生活保護手帳」及び「生活保護手帳別冊問答集」については、対象行政文書として特定すべきものではなかったと言える。

したがって、本件行政文書の特定については、誤りがあったものと認められる。

また、実施機関において、改めて過去の行政文書を確認したところ、本件処分による公開箇所の一部に係る国通知等の存在を確認したとの申出があった。

審査会においてこれを見分したところ、令和3年度に属する国通知等を編綴した文書であり、①国から都道府県への通知文、②国通知等の新旧対照表及び③福祉保健総務課において決裁された市や県の地域機関に対する通知文が存在することが認められた。

したがって、改めて、過去の行政文書を精査し、本件請求の対象となる行政文書を特定すること、その上で公開するかどうかの判断をすべきものと認められる。

4 結論

以上の事実及び理由に基づき、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

5 付言

審査会として、審査請求人に対し、本件請求により特定されるべき行政文書について確認したところ、国通知等が国から都道府県にどのような形で届き、都道府県から市等に対して、どのような鑑文を付けて発出されているかが分かる行政文書を求めているのであって、国通知等の内容そのものが分かる行政文書を求めたものではないこ

とが認められた。

今般の対応は、実施機関が審査請求人の求める請求内容を十分に確認しなかったがために、審査請求人に配慮したつもりが、かえって審査請求人の意図に沿わない文書を特定することになったものと考えられる。今後はこのようなことがないよう、対象となる行政文書を特定する際には、必要に応じて、請求内容を丁寧に聞き取り、特定に資する情報を積極的に提供するなど、適切に対応されたい。

なお、「生活保護手帳」及び「生活保護手帳別冊問答集」については、対象となる行政文書として公開しない代わりに、情報提供が可能なものとして、請求者に確認の上、提供することを検討すべきであったと考える。今後は、この点についても十分に留意されたい。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求についての審査会の処理経過は、別記のとおりである。

第7 審議に参加した委員の氏名（五十音順）

稲吉晃、中村恵子（第67回まで）、佐藤朗子（第68回から）、服部誠司、村上裕

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年7月16日	・実施機関から諮問を受けた。
令和8年3月24日 (第67回第1部会)	・事案の審議を行った。
令和8年4月22日 (第68回第1部会)	・事案の審議を行った。 ・審査請求人から意見を聴取した。 ・実施機関から処分理由の説明を聴取した。
令和8年5月27日 (第69回第1部会)	・事案の審議を行った。

(注) 審査会の回数は、通算回数である。